

第12回スポーツ仲裁シンポジウム

# 代表選手 選考紛争をめぐる問題

2015/12/5(土) 9:30~12:30

大手町サンケイプラザ4階ホール

## 報告書

主催：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)

後援：スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、  
特定非営利活動法人日本オリンピック協会、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会、  
一般財団法人日本ADR協会、日本スポーツ法学会

協賛：公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、アシックスジャパン株式会社、株式会社デサント

協力：立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所



ミズノスポーツ振興財団



スポーツ振興くじ助成事業



開会の辞で挨拶をする山本和彦代表理事



イントロダクションでJSAAの概要と過去の代表選手選考紛争について講演する小幡純子理事



水泳界における代表選手選考問題の取り組みについて基調講演をされる鷺見全弘氏



参加者からの質問を受ける鷺見全弘氏



パネルディスカッションのコーディネーターを務めていただいた竹之下義弘弁護士



JOC と柔道界における代表選手選考問題の取り組みについて話をする山下泰裕氏



選手時代における自身の代表選手選考問題の経験について話す岡本依子氏



メディアの視点から代表選手選考問題について話をする刈屋富士雄氏



代表選手選考問題に関する海外の取り組みを報告する松本泰介弁護士



パネルディスカッションでは「代表選手選考問題」をテーマに活発な議論が行われた

## ▶ イン트로ダクション

### 【JSAAの概要と過去の代表選手選考紛争について】



## 小幡 純子

Junko Obata

上智大学法科大学院教授、  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 理事

東京大学法学部卒業後、1980年東京大学文部教官助手、1986年上智大学法学部専任講師、1988年同助教授、1995年同教授、2004年より上智大学法科大学院教授(現職)。専門は行政法。著書に、『国家賠償責任の再構成』(2015年・弘文堂)、「第2章 スポーツにおける競技団体の組織法と公的資金」『スポーツ法への招待』(道垣内・早川編 2011年・ミネルヴァ書房)等。2007年より日本スポーツ仲裁機構理事。現在、PFI推進委員会委員、政府税制調査会特別委員、東京都公益認定等審議会委員、文部科学省政策評価に関する有識者会議ワーキングチーム委員等を務める。

## ▶ 基調講演

### 【日本水泳連盟における代表選手選考問題に対するこれまでの取り組み】



## 鷺見 全弘

Masahiro Sumi

公益財団法人日本水泳連盟常務理事・総務委員長

1965年東京都生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業、早稲田大学大学院スポーツ科学研究科修了。国内損害保険会社を経て、現在、外資系生命保険会社勤務。慶應義塾大学体育研究所および慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師。共栄大学客員教授。慶應義塾体育会水泳部元監督。日本水泳連盟において、評議員、理事、オープンウォータースイミング(OWS)委員長、競泳委員、総務委員、広報委員ほかを歴任。2012年ロンドンオリンピック日本選手団 水泳・競泳コーチ。国際水泳連盟(FINA) OWS審判員。アジア水泳連盟(AASF) OWS副委員長。

## ▶ パネルディスカッション:パネリスト

### 【それぞれの立場から見た代表選手選考問題の視点】



## 山下 泰裕

Yasuhiro Yamashita

JOCアントラージュ専門部会前部会長、  
全日本柔道連盟副会長

1957年熊本県上益城郡矢部町生まれ。現役時代は、1977年から1985年まで全日本柔道選手権9連覇、1984年ロサンゼルスオリンピック優勝等の成績をおさめ、公式戦203連勝を達成し、1985年に現役を引退する。現在は、東海大学副学長であり、日本オリンピック委員会理事、アントラージュ専門部会前部会長、全日本柔道連盟副会長兼強化委員長、NPO法人柔道教育ソリダリティー理事長等を務める。また、2015年には国際柔道連盟理事に就任した。国民栄誉賞、紫綬褒章、ロシア連邦「友好勲章」等、数多くの受賞歴あり。

▶ パネルディスカッション：パネリスト  
【それぞれの立場から見た代表選手選考問題の視点】



## 岡本 依子

Yoriko Okamoto

シドニーオリンピックテコンドー銅メダリスト、  
一般社団法人全日本テコンドー協会理事

1971年大阪府生まれ。早稲田大学人間科学部卒業。大学在学時、オレゴン大学への交換留学中にテコンドー競技と出会う。1998年バンコクアジア大会で銅メダルを獲得し、2000年シドニーオリンピック女子67キロ級で銅メダルを獲得。2004年アテネオリンピックに個人出場。2008年北京オリンピック出場後、現役引退。その後、2011年ドリームテコンドースクールを開講し、2015年6月全日本テコンドー協会理事に就任。同9月には、ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事に就任。



## 刈屋 富士雄

Fujio Kariya

日本放送協会、解説委員

1960年静岡県御殿場市生まれ。早稲田大学時代ボート部に所属し、1983年NHK入局。スポーツアナウンサーとして、大相撲、陸上、体操、バレー、競馬、フィギュアスケート等を中心に28競技の実況を担当。オリンピックは、アテネ、トリノ他8つの大会を現地から実況中継、熱戦を伝えた。特にアテネオリンピック体操男子団体決勝で28年ぶりに体操ニッポンが王座を奪還する瞬間の富田選手の鉄棒の実況「伸身の新月面が描く放物線は、栄光への架け橋だ。」はオリンピック放送史上に残るコメントと高く評価されている。現在はスポーツ担当解説主幹兼務。ロンドンオリンピックは解説委員として、ニュース情報番組等で解説。



## 松本 泰介

Taisuke Matsumoto

弁護士、  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会委員

弁護士（第二東京弁護士会）。主な取扱分野はスポーツビジネス法務、スポーツガバナンス。日本スポーツ仲裁機構主催平成23年度文部科学省委託事業スポーツ界のガバナンスに関する委員会委員（2011年。「トラブルのないスポーツ団体運営のためにガバナンスガイドブック」作成）、日本スポーツ仲裁機構主催平成26年度文部科学省委託事業スポーツ団体のガバナンスに関する委員会委員（2014年。「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NFのガバナンス強化に向けて」作成）等。

▶ パネルディスカッション:コーディネーター  
【それぞれの立場から見た代表選手選考問題の視点】



## 竹之下 義弘

Yoshihiro Takenoshita

弁護士、  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構仲裁人候補者

1941年兵庫県生まれ。東京大学農学系大学院修士課程修了、東京大学法学部卒業、ディッキンソン・スクールオブロー比較法修士。1973年弁護士登録(福岡県弁護士会)、マスダ・フナイ・アイファート・ミッチェル法律事務所(シカゴ)客員弁護士、第二東京弁護士会所属(1991年)。東京六本木法律特許事務所パートナー。日本法律家協会、環太平洋法律家協会(IPBA)会員、日本仲裁人協会監事。スポーツ関係では、日本スポーツ法学会会員(2007年から6年間副会長)、日本体育協会スポーツ少年団法律アドバイザー、日本ボート協会指導者研修講師。

## 目次

|                  |       |
|------------------|-------|
| はじめに .....       | 9ページ  |
| イントロダクション .....  | 10ページ |
| 基調講演 .....       | 12ページ |
| パネルディスカッション..... | 15ページ |
| 質疑応答.....        | 22ページ |

# はじめに

山本和彦

(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 代表理事(機構長))

代表選手選考の問題は、紛争が起こった場合に裁判所で争うことが非常に難しいものであり、スポーツ仲裁が発展する契機となった。

2016年のリオのオリンピック・パラリンピックがあり、さらには2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、この代表選手選考の問題はスポーツ界のみならず、社会的にも非常に大きな関心を呼ぶ問題であると思われる。

本日のシンポジウムが皆さまにとって有意義なものになれば幸いである。

# イントロダクション 【JSAA の概要と過去の代表選手選考紛争について】

小幡純子（上智大学法科大学院教授、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 理事）

## 1. 日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の現状

### (1)JSAA の概要

JSAA は、裁判外でスポーツ紛争を解決する機関であり、今年度次の3つの事業を実施している。

まず、JSAA の行う事業のメインであるスポーツ仲裁・調停事業である。スポーツ仲裁・調停事業のうち、スポーツ仲裁とは、今回のシンポジウムで取り扱う代表選手選考の紛争を含め、スポーツの競技または運営をめぐる紛争の仲裁のことをいう。また、ドーピングに関する紛争の仲裁も JSAA が行うことになっている。そして調停、つまりスポーツに関する紛争の和解あっせんも行っており、ADR 法の認証も受けている。以上のスポーツ仲裁、ドーピング紛争仲裁、スポーツ調停が JSAA の主な実施事業になる。

その他、知見を高めることを目的として JSAA の職員を海外に派遣する調査研究事業や、今回のシンポジウムを含む、競技者、競技団体に対する講習会等を通じた理解増進事業も実施している。これは、スポーツ団体が選手に対して強力な権限を持っている一方で、例えば不利益処分をするときに、十分弁明の機会を与えなかったり、ルールが明確になっていなかったりする等、法的にかなり未成熟な状況にあるために、広報活動を通じて法的意識を浸透させていきたいと考えて事業を行っている。

### (2)JSAA の現状

JSAA は設立されて今年で13年目を迎えるが、2012年頃から相談、問い合わせ等を含む取扱事案数が伸びてきている。2015年度は11月時点で、既に仲裁申立てが8件あり、8件のうち仲裁判断にまで至った事案が6件、取り下げが1件、仲裁合意の不应諾が1件となっている。また相談、問い合わせが既に72件あり、このままのペースでいけば取扱事案数は3年連続で100件を超す見込みとなっている。その理由として

は、先ほどの理解増進事業の成果もあるが、やはり東京が2020年のオリンピック、パラリンピックの開催都市に決まり、スポーツに対する注目が高まってきていることも要因であると考えられる。JSAA がスポーツ紛争解決機関として果たすべき役割の重要性、責任は昨今高まってきている。

## 2. 代表選手選考に関する紛争について

### (1)JSAA に係属する紛争の分析

代表選手選考に関する紛争は非常に専門性が高く、同時に迅速な解決が求められるため、JSAA で解決すべき典型的な紛争である。JSAA はこれまでに15件の代表選手選考に関する紛争を取り扱っている。これは、仲裁判断に至った36件の事案のうち、約40パーセントを占めている。このように、代表選手選考に関する紛争は JSAA の中で最も多い紛争類型となっている。

### (2)代表選手選考に関する紛争の特徴

代表選手選考の紛争の特徴は四つある。第一の特徴は、オリンピック、パラリンピックに関連した選考で紛争が発生しやすいことである。JSAA が取り扱った事案15件のうち、オリンピック、パラリンピックに関連するものは5件ある。競技者にとって、これらの大会の出場が最大の目標である場合が多いことから、競技者が納得できない代表選手選考が行われた場合に紛争として表面化する傾向が強いと考えられる。

第二の特徴は、選考基準に関する事柄が争点になりやすいというものである。具体的には、まず選考基準が存在するかどうか、存在するとして選考基準が公開されていたかどうか、さらにその基準にのっとった形で適切に選考がなされたかどうかというところが争点となる。選考基準が存在しないまま代表選手選考が行われたという事案は2件にとどまっており、残りの13件は選考基準の全部または一部が公開されてい

たものの、紛争が発生した。したがって、基準をただ設けて公開するだけでは紛争は予防できないのであって、基準の内容や、基準の実際の運用をどうするかといった視点を持つことが重要である。

第三の特徴として、非常に迅速な解決が求められるという点があげられる。代表選手選考に関する紛争15件中12件が緊急仲裁案件であり、より迅速さが求められる事案として扱われている。競技大会エントリーの締め切り期限や競技大会当日までに速やかに仲裁判断が下される必要がある。過去15件の代表選手選考の紛争では、申立てから平均25日間で仲裁判断がされている。審問をやってその当日に決定を言い渡すという事例も8件もある。通常の仲裁手続では、申立てから仲裁判断まで平均67日であり、それに比べると迅速な手続を行っていることが分かる。

第四の特徴として、これまで代表選手選考に関する紛争の対象になった競技は多種多様であるという点がある。過去の紛争15件では13種類の競技が関連した。特定の競技に偏るわけではなくて、様々な競技で満遍なく紛争が起きているといえる。代表選手選考の方法は競技の特性によって視点や方法は全く異なると考えられる。競技の特性を分類するのはなかなか難しい。多様な競技がある中で、どの競技にも当てはまる基準を作ることは難しいのであるが、共通の理念としては、公正・透明な選考、きちんと説明責任を果たすことが大事であって、その上で競技の特性に応じて個々に判断していく必要があるだろう。

そして、代表選手選考に関する紛争はナショナルチームレベルだけではなく、団体出場、都道府県レベル、ユースレベル等、様々なレベルにおいても問題となっている。したがって、スポーツ界全体に、選考の公正性・透明性、説明責任を果たすというルールが浸透していくべきと考える。

### 3. 決定の取消しとその理由

#### (1) 決定取消しの概要

これまで競技団体の代表選手選考決定が取り

消された例がいくつか存在する。代表選考に関するスポーツ団体の決定に対しては、原則として決定をした各スポーツ団体の自治を尊重しなければならない。それにもかかわらず、決定が取り消されるのは、どんな場合だろうか。

取り消される場合は、以下の四つの理由による。すなわち、①代表選手選考の規則それ自体が、法秩序に反するあるいは著しく合理性を欠いている場合、②自らが定めた基準に違反した形で決定がなされている場合、③決定が基準に違反しているとまではいえないものの、著しく合理性を欠いている場合、④決定に至る手続に瑕疵がある場合である。

#### (2) 具体的な取消しの事例

これまでに決定が取り消されたケースは15件中3件である。この3件は、2011年の3号事案、2013年の5号事案、2015年の3号事案である。詳細はJSAAのホームページに公開しているので、ぜひ興味のある方はご参照いただきたい。取消しに至ったのはこの3件だけであるが、実は仲裁判断では付言として、選考を行った競技団体に対し紛争の原因や今後の紛争予防に向けた提言も行っている。紛争が持ち込まれることで、他のスポーツ団体も代表選手選考にあたる心構えや法的作法を知ることができるので、スポーツ界に広く浸透することを期待している。そのため、結論として取り消されたかどうかだけでなく、ぜひ付言も含めて仲裁パネルがどのようなことを言っているかにも注目していただきたい。

### 4. まとめ

これまで述べた通り、代表選手選考においては基準が作られていて、それが公開されている場合でも紛争が発生している。これは基準が定められていてもその基準が明確でない、つまりその基準を運用するに当たり様々な可能性が存在している場合が非常に多いためである。したがって、代表選考に関する紛争を予防する一つの観点として、選考基準をできるだけ明確なものにしておく必要があると考える。ただ、それには限界があり、裁量がある程度残さなければ

いけないという場合ももちろんあり得る。こうした場合に紛争を迅速にJSAAに持ちこんでいただければ、第三者的立場で仲裁することができる。そのため、迅速にJSAAの仲裁手続きを利用できるようにぜひナショナルレベル、都道府県レベルといったレベルを問わず、競技団体にはJSAAの自動応諾条項を採択しておいていただきたい。この採択により、競技者らは、選考に不満があれば不服申立てをするという道が開かれることとなる。

それから、基準の明確性について、もう一点、代表選手選考の基準が明確でないことが競技者にマイナスの影響を与えることが危惧される。代表選考の基準が明確になっていることは、競技者や監督、コーチの目指すべき目標がはっきりするということに直結する。基準が不明確な中でトレーニングを行っても、競技力の向上につながらないという問題点も指摘されている。ぜひこのシンポジウムでは、この点についても

活発な議論が行われることを期待している。

リオオリンピック、パラリンピックの開催も近づいており、各競技団体においても代表選手選考がこれから行われていくと予想される。これまでの事案でオリンピック、パラリンピックに関連した代表選手選考に関する紛争が多く発生しており、さらには2020年の東京オリンピック、パラリンピックの代表選手選考においても紛争の発生が予測される。各競技団体それぞれが基準の明確化を進める等、できるだけ紛争の予防をしていくということがより重要となってくる。どういう形で基準を明確化していくかを含め、このシンポジウムで代表選手選考問題を議論することは、非常に時宜にかなうものであると思われる。予防の観点から代表選手選考の基準を考えていただき、万一紛争が生じた場合には、速やかにスポーツ仲裁を利用できるよう、選手に対してそのような道を用意していただくことを期待している。

---

## 基調講演【日本水泳連盟における代表選手選考問題に対するこれまでの取り組み】

---

鷲見全弘（公益財団法人日本水泳連盟常務理事・総務委員長）

---

### 1. 水泳競技の概要について

ひとえに水泳といっても、実は5つのオリンピック競技種目に分かれている。速さを競うタイム系種目である競泳やオープンウォータースイミング、強さを競う団体球技種目である水球、美しさを競う採点種目である飛込やシンクロナイズドスイミングの5つである。この5つの競技種目がオリンピックで実施されており、水泳競技の特性として、タイム系種目もあれば、チーム競技の球技もあり、採点種目もあるといった、様々な伝統や歴史の異なる競技種目の集合体であるということをまずご理解いただければありがたい。

### 2. 日本水泳の競技力について

まず、競泳についてロンドンオリンピックのことを振り返ってみたい。競泳は銀メダルを3個、

銅メダルを8個、計11個のメダルを獲得した。メダルの獲得数は、国別ランキングで言うと、第9位に当たる。メダルのランキングは金メダルの数で順序を決めるために第9位であるが、メダルの数だけを言えば、アメリカの30個に次ぐ11個、これはオーストラリアや中国を抑えてのものだった。これは、特定の選手に偏らず、様々な選手が活躍してくれたことを意味し、水泳関係者として選手層が厚くなってきたことを実感する大会であった。

しかし、オリンピックにおけるメダルの量産というのは、ここ数大会はそういう傾向があるものの、ずっとそうだったわけではない。その変遷をたどると、日本の競泳陣は、戦前の黄金期を経て、大きな期待とは裏腹にリレーの銅メダル1つだけに終わった1964年の東京大会を期に低迷期に入り、1984年のロサンゼルス大会までの5大会(1972

年のミュンヘン大会を除く)でメダルを獲得できない状況に陥った。この低迷期の原因として考えられるのが、戦後、西欧を中心とした水泳大国がいち早く通年泳げるインドアプールの建設を始めた一方で、日本はそこに乗り遅れたためである。東京大会の惨敗を受けてスイミングクラブが多く設立される時期に、ようやくインドアプールが数多く出来始めた。そして、このスイミングクラブ育ちの選手として活躍したのが、1988年ソウル大会にてバサロ泳法で金メダルを獲得した現スポーツ庁長官の鈴木大地氏、あるいは1992年のバルセロナ大会において14歳で金メダルを獲得した岩崎恭子氏である。2000年のシドニー大会では計4個のメダルを獲得し、そして、アテネ大会以降は、北島康介選手の活躍等もあり、メダルを比較的コンスタントに取れる時代になってきている。

### 3. 「千葉すず問題」について

このアテネ大会以降、メダルがコンスタントに獲得できるようになってきた要因の一つが、2000年のシドニーオリンピックの選考の際に発生した「千葉すず問題」だと考えている。なぜなら、この問題を経て、日本水泳連盟は、アテネ大会以降、明瞭な選手選考の基準を事前に公開するようになり、また一発勝負の選考会で代表選手を選ぶようにもなったからである。

それでは「千葉すず問題」とは何か。千葉すず選手は、女子200メートル自由形の元日本記録保持者であり、バルセロナ大会では出場した種目全て8位以内の入賞、主将として出場したアトランタ大会は残念ながらバルセロナ大会の成績を超えることができず、その時点で一旦現役を退く決意をしている。しかし、一念発起し、2000年のシドニー大会出場を目指し、国内選考会となる日本選手権に出場したものの、結果として、このシドニー大会の日本代表には彼女は選出されなかった。これに対して、千葉選手は日本水泳連盟を相手に、スポーツ仲裁裁判所(CAS)へ上訴することになった。

千葉選手が上訴をした理由は次のようになる。彼女は、日本選手権で、国際水泳連盟の派遣標準記録を突破し、日本選手権で優勝していた。派遣標準記録とは、オリンピックに出場する選手の数

を抑制するために存在し、競技レベルによってAとBの2つの基準となる記録が設定されている。その背景としては、ある国でAという記録を突破した選手が大勢いれば、その国は2名まではその種目にエントリーできるというルールがある一方、ある国では、Aの基準タイムを突破する選手はいないが、レベルの劣るBの基準タイムを突破する選手ならいる、そのような国に対して1名であれば、Bの基準を突破した選手を出してもよいというルールが存在している。千葉選手の話に戻ると、彼女はこのAという記録を国内選考会である日本選手権で突破した。加えて、選ばれた日本選手団の中に、他の種目ではあったが、標準記録Aを突破していないで、標準記録Bしか突破していない選手が選考されていた。そこで、千葉選手は、標準記録Aを突破していた自分が代表落選になったことに対して異議を唱え、CASへ上訴することになった。

当時、日本水泳連盟が公表していた基準は、「オリンピック標準記録を突破した者の中から世界で戦える選手を選ぶ」という、非常に曖昧な表現であった。この上訴を受けて、日本水泳連盟は、「前年の世界選手権の男子16位相当、女子8位相当」という基準に従って代表選手を選考した結果、千葉選手が落選という形になったという抗弁をした。

2000年8月3日、聴聞会が行われ、同日CASは、日本水泳連盟の選考について公正であると認め、結果、千葉選手の上訴を棄却した。しかし、選考基準が不明瞭であったということから、日本水泳連盟に対しては千葉選手側の仲裁費用の一部を負担することも言い渡された。千葉選手は、シドニーオリンピックの出場がかなわず、同年の10月に現役を退くことになる。

### 4. 選考基準の変更と現状

日本水泳連盟は、この問題を経て、透明性の高い選考を行うことを決めた。具体的には明瞭な選考基準の事前公開と、一発勝負の代表選考会の実施である。この2つの実施により、高い目標設定がなされ、かつ、連盟の忖意が入らない公正な選考が可能となり、競技力が上がった。

競泳では、例えば、来年のリオオリンピックの選手選考については、2016年4月4日から辰巳

プールで行われる第92回日本選手権の決勝において、優勝または2位となった者で、かつ、派遣標準記録を突破した者を自動的に選考するとしている。この選考基準に関係する資料は、ホームページにアップロードされており、このような形で事前に明確な選考基準を発表している。また、現在女子100メートル背泳ぎについて派遣標準記録を突破している選手は出ていない。つまり、現状日本の女子の100メートルの背泳ぎでは、オリンピックに行ける選手がいないということになる。派遣標準記録を突破しないと日本水泳連盟はオリンピックに派遣をしないことを明確に伝えることにより、女子の競泳の背泳ぎの選手たちは、何があってもこの派遣標準記録を突破してやろうという高い目標を持って今練習をしている。こうした高い目標設定と一発選考の結果、競技力が上がった。過去の実績を問わないということは、選考レースで条件を満たさなければ選考から漏れるということになるので、こうした公正な選考が選手の心に火をつけ、今に至っているのではないかと考えている。

水球も事前に選考基準を公表しているが、団体競技種目であるため、監督をはじめとした現場首脳陣のチームの方針、戦術に照らし合わせ、所定の大会におけるパフォーマンスを見て、選考するという形になっている。したがって、競泳とは方法が変わることになる。ただし、大事なことは、選考基準を事前に公開していることである。水球でも、代表選考に関して日本スポーツ仲裁機構に申立てを行った選手がおり、棄却はされたものの、日本水泳連盟としては、この事態を受けて改めてより詳細な基準にするよう努めている。

次に、飛込も事前に資料を公開している。過去の大会の実績は一切問わずに、所定の大会における成績、点数の上位者から自動的に選んでいくという形である。

また、シンクロもやはり明瞭な選考基準を事前に公開しており、選考会における成績、点数の上位者から自動的に選考していく形式である。シンクロの場合は、採点種目であり、その選手のパフォーマンスというものを国立スポーツ科学センター(JISS)のシンクロプールの中で、同じ演目を泳いでもらい、複数の審判が採点するという1次

予選会を行っている。このような選考会を2次、最終と繰り返し、ふるいに掛けていく。これもまた、過去の実績を一切排除した選考となっている。

オープンウォータースイミングも、明瞭な選考基準の事前公開を行っている。やはり所定の大会における成績で、上位の人間を自動的に選考するという形式であり、過去の実績を一切排除した選考になっている。

競泳、水球、飛込、シンクロ、オープンウォーター、それぞれ競技特性は異なっているものの、所定の選考基準を設け、それぞれの委員会が代表選手団の案を立案し、その立案された案を、日本水泳連盟の選手選考委員会という委員会でそれぞれ諮り、それぞれの代表が選ばれるという仕組みになっている。水球だけは少し特性が異なっているものの、おしなべて事前に資料を公開すること、できる限り過去の実績を問わないということは共通項として挙げられると考えている。このように透明性の高い選考を、改善を重ねつつ現在まで行ってきた。

このように透明性の高い選考をした結果、実績のない選手、若い選手には、レースで勝つことにチャレンジするやる気を与えることができ、その一方で、実績のあるベテラン選手には、危機感を与えることができたと考えている。そして、NF(国内競技団体)としては覚悟ができたのではないだろうか。先ほど具体例を挙げた日本の競泳女子100メートル背泳ぎは、一昔前までは比較的強い種目だったが、現在はそうとは言えないのが実際のところであろう。下手をすると選考基準を突破できなければ、日本水泳連盟としてこの種目に選手を派遣することもできなくなる。これは選手にとって高いハードルであるが、同時にNFとしても覚悟のいる基準といえる。しかし、選考基準を明示することで、競技力の向上を図ることができ、選手とNFの相互信頼、良好な関係が築かれるのではなかろうか。同時にいらぬ紛争の芽をつみ、競技の健全な強化と発展につながるとも考えている。

## 5. 今後の展望

今後、日本水泳連盟としては、選考基準をより明瞭に、より正確に、より迅速に開示していきたいと考えている。選考基準は、種目ごとにまだま

だ書式や表現が不統一であり、公開する時期もまだ統一されていない。そんな簡単な話ではないが、一つ一つできる限り表現を統一し、そして分かりやすいものにし、できれば公開する時期も同時にしたいと考えている。それは、結果として、選手、コーチ、関係者が安心して集中して、強化に取り組めることにつながり、水泳のファン、あるいは一般の方々の関心や興味を促し、少しでも水泳のことを知ってもらうことにつながると考えている。

2000年の千葉すず選手の問題を発端とした選考基準の事前開示が始まって、はや10年が経過したことで、現在のジュニアの選手にとっては明確な選考基準をもって行われる選考が当たり前になっている。こうした選考方法は、選手たちからすればストレスがなく、どうすればオリンピックに行けるのかが分かりやすいので、現役を続ける、シナジー効果もあるのではないかと考えている。お

かげさまで種目によってはいい選手が順繰りで出てきているので、2020年の東京オリンピックでは、複数の金メダルを獲得、そして2桁以上のメダルを獲得という目標を掲げている。現在、選手、コーチ、そしてNFは、この目標の実現に向けて取り組んでいる。

日本水泳連盟のこれまでの変遷の中で、大きなポイントになったのが2000年の千葉すず選手の一件であった。その結果、明確な選考基準を徹底し、現在このような形の選考を行っている。ただ、それは水泳という競技種目だからうまくいっているのかもしれない、このやり方が全ての競技種目に当てはまるとは毛頭思っていない。もっとも、このやり方で、「確かに競技力は向上するかもしれない」あるいは「NFと現場の関係は良くなるかもしれない」等というように、ご参考、あるいは、今後の一助になれば幸いである。

---

## パネルディスカッション 【それぞれの立場から見た代表選手選考問題の視点】

---

### 1. JOC アントラージュ専門部会について

山下泰裕(JOC アントラージュ専門部会前部会長)

JOC(日本オリンピック委員会)アントラージュ専門部会とは、2年前、2013年6月にJOCの中で、竹田恒和会長の肝いりで立ち上がった部会である。実は、その2年前の2011年に、IOC(国際オリンピック委員会)の中にアントラージュ専門委員会というものができ、棒高跳びで世界記録を何度も更新された、セルゲイ・ブブカさんが、この委員長をされている。IOCのアントラージュ専門委員会は、ドーピングから選手を守る、八百長から選手を守る、そして暴力から選手を守る、この3つの運動を中心に活動している。アントラージュとは、フランス語で、もともと王族を取り巻く人たちのことを意味し、IOCでは、選手を取り巻く環境を整えるという意味で、この委員会が立ち上がったと聞いている。世界のNOC(国内オリンピック委員会)の中では、JOCが最初にアントラージュ部会を立ち上げ、私が初代の部会長になった。私は、JOCの新任の理事であったものの、

日本のスポーツ界から暴力を根絶するために部会長を仰せつかったと思っていた。

暴力の根絶はもちろん大切ではあるが、我々は、選手を取り巻く環境を整えていく中で、実際に現場では選手達がこういった問題で困っており、改善して欲しいのかということを調査するため、JOCが中心になり、2014年8月14日に、日本または世界で活躍している選手たち、あるいはOG・OB11名(プロ野球の桑田真澄氏、陸上の為末大氏、レスリングの米満達弘氏等)に集まって頂いて、テーブルディスカッションをした。色々な問題が提示されたが、その中で、大きく3つの問題、今回のシンポジウムのテーマでもある、世界選手権・オリンピック等の代表選手選考の透明化の問題、暴力あるいはハラスメントの問題、アスリートの声が競技団体にあまり反映されないのもっと現場の声に耳を傾けてもらいたい(より多くの競技団体で、アスリート委員会を立ち上げてもらいたい)という問題が、多くのアスリートたちが解決してもらいたいと思っている問題であった。

私は、2015年の7月でJOCアントラージュ専門部会の部会長をマラソンの高橋尚子氏に交代し、リオと東京オリンピックを目指した選手強化本部の副本部長として、日本スポーツ界を挙げて、力を結集する活動に取り組んでいる。私の方は、JOCアントラージュ専門部会とは一応縁が切れたが、選手強化本部であるから、多くの競技団体、指導者、強化委員長、本部長らと関わっており、そういった意味では、今後は、前JOCアントラージュ専門部会の部会長という立場も踏まえながら、こういった問題の改善に向けて、現場の方々にご理解いただくように努めていきたいと思っている。

現在、夏のリオオリンピックにむけて、28の競技団体の中で、20の団体がホームページ上に代表選考基準を公開している。しかし、公開していない団体があと8つある。それから、先ほどの基調講演で日本水泳連盟についてのお話があったが、基準が公開されていたとしても、それが本当に明瞭な基準であって、誰もが理解できるような、曖昧さがないような基準であるのかどうかという問題、その選考基準に沿って代表選手が選ばれているのかという問題があり、これらについてはまだまだ改善の余地があるのではないだろうか。

JOCアントラージュ部会の部会長高橋尚子氏は、JOCアントラージュ部会として代表選手選考透明化を頑張りたいと話している。2015年10月27日に開かれたJOCアスリートならびにアントラージュフォーラムの様子が、JOCのホームページに掲載されているので、そちらもご覧いただきたい。

本日は、柔道の国際大会が東京体育館で開催されており、全日本柔道連盟の立場からすればこの場にいてはいけないが、この時間だけは全日本柔道連盟の立場を横に置き、JOCの理事という立場でここに来ている。今回のこの代表選手選考をめぐる問題がいかに大切な問題かということをご理解いただきたい。

## 2. 全柔連の代表選考に関する取り組み

山下泰裕(全日本柔道連盟副会長・強化委員長)

次に、全日本柔道連盟(全柔連)の強化委員長という立場で、全柔連の代表選手選考に対する考え方をお話ししたい。先ほどの日本水泳連盟の鷲見さんのお話にもあったが、代表選手選考問題は、

チーム競技と対人競技と個人競技の3つに分けることができると思う。

チーム競技には、監督のイメージするチーム作り、そこに関わる各々のポジションの役割等があるため、なかなか難しい部分もある。例えば、サッカー監督の岡田武史さんは、彼が代表監督のときに三浦知良選手を代表選手として外したが、この問題で彼は批判された。彼は彼の信念に基づき判断し、私はこの判断を全面的に支持しているが、やはりなかなか難しい問題がある。また、野球の侍ジャパンの監督を務められた原辰徳さんからもチームを選ぶときの考え方を聞き、非常に感心したことがあるが、やはりチーム競技はかなり違う部分があると思う。

柔道は対人競技であり、水泳とはかなり違う部分がある。もしかしたら柔道は特殊かもしれない。というのも、世界選手権、オリンピックで戦う相手は外国人である。同じ階級であっても、体型、体力、戦術あるいは技等、いろんな面で違う。我々は世界で勝てる選手を作っていかなければならない。

しかし、私が全日本監督になる前は、国内での選考会が優先されていた。そうすると、皆いかに日本のライバルに勝つかということを大事にする。これでは今後世界で勝っていけないと思い、私が監督になったとき、まず最初に、代表選手選考のあり方を変えた。海外での外国選手との試合の内容と結果、これらを国内の試合以上に重視した。また、それまで外国に行き、負けた場合には減点されていたが、これを加点法に変更した。加点法というのは、行けば行くほどチャンスが広がっていく。

さらに、当然日本の大会の日程も外国の大会に日本選手が出やすいように全部変えた。それは現在も受け継がれているのだが、それによって代表選手選考について一つ問題が生じた。国内の日本人同士の大会は、マスメディアも含めて多くの人が見る。しかし、もっと大事な海外での試合というのは、監督・コーチ等一部の人しか見ていない。そのため、大会が終わった後、強化委員会で非常に厳正な選考をしても、国内で勝った選手が選ばれないということで、マスメディアの方々からは、所属とか派閥とかそんなレベルで選手を選んでい

るのではないかというような疑問を持たれた。私は、これが悔しくて仕方なくて、全日本監督時代、いつか私が強化委員長になったら、強化委員会での代表選考を公開にして、そして、いかに我々が真剣に、最も世界で勝てる選手を選んでいるのかということを見てもらいたいと思っていた。

その後、大変悲しいことに、2015年の1月に私の親友であり同志である斉藤仁強化委員長が亡くなり、3月に私が強化委員長を引き受けることになった。4月の第1週に世界選手権の代表を決める選考会があり、1カ月しか期間がなかったが、代表選考会を公開でできないかということ強化委員会にお諮りしたところ、「後ろにマスメディアがいたら本音が言えませんよ。」「本音が言えない選考会で本当に価値があるんですか。」等、かなりの議論があって、反対意見も根強くあったものの、最終的に、私は少し強引に公開を決めて実施した。副会長かつ強化委員長の独裁じゃないかという、私にとって非常に心に痛い言葉もあったが、実際にやってみたところ思った以上に本音の議論ができ、そして、危惧したデメリットも少なかった。まだ最終決定には至っていないが、2016年4月のリオ五輪の代表選手を決める会議に関しても、多少の縛りはあるが、公開でやろうという方向に多くの方に納得して頂いている。

また、全柔連は選考基準をウェブサイトに掲載しているだけではなく、2013年から国内ポイントシステムというものを独自に作り、随時加筆、修正しながら、より客観性を持たせた判断に役立てている。それから、代表選手の所属団体、選手、強化委員会の3者で、オリンピック等の国際大会に関わる選考過程について意見交換会をやっている。柔道の場合は、全日本チームで活動するのが年間の3分の1ぐらいで、あとは所属団体で活動するため、所属団体との連携、あるいは全日本と選手と所属との三位一体の形で強化していく必要があると思っている。今後もこのような形で進めたいと思うが、より良い選考方法があるならば、謙虚に耳を傾けて、選手にとってより望ましい形のものを作っていききたい。

## 松本泰介(弁護士、日本スポーツ仲裁機構スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会委員)

今日、最初に鷺見さんの日本水泳連盟の取り組みをお聞きする中で、千葉すずさんの事件が起きたのが2000年で、それから今に至る15年の中で本当に色々なことがあったのだろうということを想像させて頂いた。やはり1年1年、1つの大会ごとに何か問題があれば改善してきたというような歴史がこういう形になっているのだと感じた。また、先ほど山下さんからあった全日本柔道連盟のお話というのも、これからどんどん代表選考がより明確になっていくと感じた。その意味では、どの競技団体も来年、再来年に向けて、一步でもいいから、何か問題があれば改善していき、その改善をずっと続けて頂くことで、本当にフェアな代表選手選考になるのではないかなと思う。中央競技団体といっても、事務局が弱かったりするが、そういう中でもできることを一步一步進めていただくということが非常に重要であり、それが5年、10年たつと、本当に大きな活動になったりするため、そういうところを重視してやっていただく必要がある。

## 3. 不透明な代表選考過程に対するアスリートの視点

岡本依子(シドニーオリンピック銅メダリスト、全日本テコンドー協会理事)

### (1) 私が経験した代表選手選考問題

私がテコンドーの代表になったのは、1994年からであった。2000年のシドニーオリンピックで正式種目になるまでの間は、どの海外大会の前であっても選考会が必ずあり、1位になった人が代表選手として選考されるというのが当たり前であった。確かに、試合の判定がおかしいとか、アジア選手権に向けた代表選考会の日程とか場所がギリギリまで決まらない等その時々不満があったが、正式種目になった後に比べるとすごく幸せな悩みであった。

というのも、正式種目になった後、代表選手選考が不透明なものになったからである。具体的な例がいくつかある。一つ目は、シドニーオリンピック出場権を取る大会に出場する選手の選考会で、バルセロナオリンピック(公開種目)の代表であっ

た選手が1位になった。ところが、選考会の後に選考委員会が開かれて、世界選手権のメダルを持っているものの、選考会で2位になった19歳の選手が代表に決まり、すごく衝撃であった。納得がいかず、選考委員会の選考は不透明であると感じた。それ以降は、選考会で1位の人が代表に選ばれることがほとんどであったが、ずっと不透明な状態が続いていた。

次の具体例は私に関連することであった。アテネオリンピックの出場権を取る大会の代表選手選考で、自分がちょっと痛い目に遭った。オリンピックは4階級で競技が行われるものの、ひとつの国に与えられる出場階級が2階級に限られている。そして、どの2階級を選ぶのかはそれぞれの国のテコンドー協会が選べるようになっていた。日本から2階級しか選手を派遣できないにもかかわらず、アテネオリンピック世界予選に向けた選考会は、3階級で開かれた。選考会当日、自分の階級は1人だったので、試合がなく、残りの2階級では試合が行われた。後日、代表選手が発表されたが、自分以外の2階級の優勝者が代表選手として選考された。私にはどうすることもできなくて、とてもショックであった。結局、出場した2階級とも五輪出場権を取れなかった。次にアテネオリンピックアジア大陸予選への選手派遣が予定されており、これにむけた国内選考会では、私の階級ではない下の2階級の国内選考会を開催するが、私が体重を10キロ落として国内選考会で優勝した場合、アテネオリンピックアジア大陸予選の階級は私が選択できる、ということになった。その時は体重を10キロ落とすことがとても大変だったが、明確な基準があったので、全然ましであった。そして、体重を落として選考会で優勝したため、アテネオリンピックアジア大陸予選では自分の好きな階級を選択し、アテネオリンピックにも出場することができた。

また、アテネオリンピックの後も競技を続けて、北京オリンピックに出場する際も、若い選手を起用するというのが、競技団体の考え方になっており、自分がベテランということもあって色々難しかった。まず、北京オリンピック前にアジア競技大会があった。アジア競技大会の前のアジアテコンドー選手権大会では私だけがメダルを獲得して

いたので、私がアジア競技大会の代表選手に選考されるのかと思っていたところ、実績のない年齢の低い選手が代表に選ばれた。代表選考は自分が関与することができないものであって、今後、オリンピックの世界予選やアジア大陸予選では代表から外されるのではないかと、ビクビクしたまま試合をこなしていた。結局、オリンピック予選に向けた選手選考基準が明確ではないまま、ある大会の結果で世界予選の代表には選ばれてホッとしたが、一緒に選考された選手が外されて、突然別の選手が選ばれる、ということがあった。オリンピック出場に向けて、人生をかけてやっていたので、とてもショックであった。

## (2)まとめ

オリンピック出場は本当に人生を変えるぐらいのことである。選考する側は、そこまで考えてないから、不透明な選考で急に代表を取り代える等の扱いが簡単にできるが、選手は本当に人生をかけて競技に取り組んでいるので、きちんと明確な基準を作って、細かく対応していかなければならない。

私も、2015年の6月から全日本テコンドー協会の理事をさせてもらっているので、このような点に関し、一生懸命活動するようにしている。

### 刈屋富士雄(日本放送協会、解説委員)

年齢や世代交代も選考基準の1つに入っているのが、これまでの慣例であったのだが、私のこれまでの取材体験からいって、年齢は関係ないと思っている。若手の育成とか、将来のためにというのはもう必要ないのではないか。その期待通りに成長していく選手なんて、ほんの一握りで、強い選手は強くなるし、幾つになっても強ければ出すべきであって、年齢という概念はもう要らないのではないか。

それから、選考基準について、少なくとも選手達にはしっかりと伝えていく、説明していくという努力が絶対に必要になってくる。山下さんが先ほど、全部公開する、ということを主張されていたが、まさにその通りで、一般の人がそれを全部聞く必要はなくても、少なくとも選手はそれを聞く環境というか、そういうものを作っていくこと

が重要だと思う。

#### 4. メディアの視点から見た代表選考問題

刈屋富士雄(日本放送協会、解説委員)

私は、30年以上スポーツの中継や現場を担当しており、オリンピック選考は特にいろいろと関心を持って取材してきている。

この30年間で1つ言える結論は、「選手たちにとって夢の筋道をしっかりと見せる」ということに尽きると思う。選手たちがスポーツに親しんで、スポーツを目指して、夢を見て、その夢のためにはどうすればそこに到達できるのか。そのためには、公正であり、明確であることが必要である。公正というのは人間がやることであるためなかなかできないとも思われるが、最低限明確であることが絶対条件である。

ところが、30年以上色々な競技を実況しているが、今選考基準が明確であるかといったら、ほとんどの競技団体は明確ではないと言える。岡本さんのテコンドーは、最もひどい例で恐らく極地ではないかと思うが、それを笑えない競技団体のほうが多いと思う。

では、なぜそのような状態がずっと続いてきたのか。最大の責任は、自分で言うのも何だが、マスメディアにあると思う。また、それと同列に重いのは、各競技団体である。

なぜマスメディアの責任が重いかというと、マスメディアはオリンピックの選考についてその時だけ取り上げ、しかも、その選考過程の公正さや明確さ以上に、結果に着目する。誰が選ばれたのをまず大きく取り上げる。それ以降は、その人たちを中心に取材する。そこで、この選考基準おかしいと思っても、それを取材する相手が競技団体であるため、担当者から説明を受ければ、「なるほど、そういうことですか。」ということで、そこで納得してしまい、選考基準のおかしさを表に出さずに、結果だけを伝えていく。このように、いつの間にか競技団体の人と一緒になってしまうのである。

では、これまで誰に対して明確な説明だったのかというと、競技団体の内部において明確なだけであって、選手に対しても、一般社会に対しても明確ではなかった。「やっぱりこの選手は力がある

から」、「今ちょっと調子が悪いから」、「将来性があるから」、「1回経験させておくことが次につながるから」と、競技団体の一部の人だけにとって明確な理論を立てる。そして、マスメディアが取材していくと、その「明確さ」だけを聞いて、自分たちだけで納得してしまって、それを外に出すことをしないまま、結果だけを伝えていく。これがマスメディアの一番大きな罪だと思う。

もう一つのマスメディアの罪は、代表選考会を兼ねた試合であるということをつれて中継する。そうすれば、それだけで視聴率が上がり、関心も高まる。そして、民放であればスポンサーも集まる。それが、例えば3人選ぶのに4つのレースがあるだろうが、選考過程のおかしさは関係なく、注目を集めたいと考える。競技団体もそれに乗ることによって、お金や関心を集め、競技を普及していく。ある意味で、マスメディアと競技団体が一蓮托生というか、結託というかは別として、それが、私がここまで言ってよいのかどうか分からないが、今日は本音ではっきり言うと、結果として代表選手選考の明確さを一般の人や他の選手たちに伝えることなく、ここまで来てしまった最大の要因だろうと思う。

そのため、そういう弱点をしっかりと補うために、2003年にJSAAができた時に、これまで取材してきて、不満を持っている人たち、おかしいと思っている人たちは大勢いたのであるから、もっと大勢JSAAに訴え出る人がいるはずだと予想して注目していたら、ほとんどいない。大体は仲間内や師匠を裏切るような目で見られたりとか、あるいは他のチームとの軋轢とか、色んなことを考えたりすると、我慢してしまう。黙ってしまう。

その中で、前回の2012年ロンドンオリンピックのときに、JSAAができて9年目にして、代表選考が取消しになった。この取消しのことを考えると、マスメディアと競技団体の構図がわかる。本件では、訴えた2人の正当性が認められているが、本件は、競技団体が派遣選考基準を明確に示しておきながら、それを事後的に変えており、かつ、変更後の基準に合理性がなく、さらに、それを申し立てた2人に説明もしていなかったという運用の点で瑕疵があった事案である。マスメディアは、それに気がついたとしても、取材で説

明を受けると納得してしまい、そのことには触れない。もし、代表から外された2人の選手たちが訴えなかったら、結局、2人の選手はオリンピックにいけなかったのである。

2020年に向かってやはり日本のスポーツ界というのをもっと近代化していかなければならない。近代化という表現はおかしいかもしれないが、山下さんのお話で出た選手の要望する3つの点のうち、最大のポイントである代表選考の明確性と公正さの実現を考えたときに、おかしいと思った選手たちは訴えるべきだと思う。そういう紛争を抑える努力は必要であるけれども、おかしいと思ったらもっと声を上げるべきで、声を上げてJSAAに訴え出て、それが話題になればマスメディアは取り上げる。そうすると、その選考過程のどこに問題があったのかということまで明らかになってくる。

個人的な意見だが、2020年に向けて、今後リオオリンピックの選考会でおかしいなと思ったら、どこがおかしいのかということを白日の下にさらしていったほうがそのスポーツのためになると思う。なぜならば、夢に向かっての道筋が明確でないスポーツというのは、結局は衰退していくのだから。IOCの動きとして、ストリートダンスのような若者が興味を示す新しいものをオリンピック種目にどんどん取り入れていこうという動きがある。そうなったときに何が淘汰されていくかというと、夢への道筋がはっきりしないスポーツ競技であり、今仮にメジャーだとしても、それをやっていけない限りは衰退していくだろう。

## 5. 諸外国の代表選考についての報告

松本泰介(弁護士、日本スポーツ仲裁機構スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会委員)

本日は、私が海外の事例などを調べた経験の中から、代表選考の強化に向けた海外の統括団体の取り組みをご報告したい。既に3名のパネリストが具体的な事例を踏まえてお話をされているように、代表選考に関して、透明性、公正性を確保しなければならないが、スポーツ界で具体的にどうやって取り組んでいくのかということをご紹介したい。

まず、日本の競技団体を取り巻く代表選考をめ

ぐる規定の簡単なおさらいをすると、2011年にスポーツ基本法が施行され、第5条第2項において、その運営の透明性の確保、団体が自ら遵守すべき基準を作成するということが、スポーツ団体の義務として定められている。もちろん代表選考も競技団体の運営の一環としてやらなければならない事項だということになる。次に、日本オリンピック委員会(JOC)も、加盟団体規程を改正し、第7条第7号として、代表選考の判断基準を客観化し、選考の透明性を高めることをはっきり規定しているので、競技団体は代表選考をきっちりとやっていかなければいけない義務を負っているということになる。昨年作成させていただいた、競技団体向けのガイドライン「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン」にも、代表選手選考基準の作成、基準に基づいた実践も業務運営の一部であることを指摘させていただいており、少なくとも競技団体が、代表選考を疎かにしてよい状況にはないと言えると思う。

その上で、日本の競技団体を見させて頂くと、組織内の課題が多く存在する。既に刈屋さんからも指摘があったが、代表選手選考の問題は、組織内の政治的な問題、スポンサーの問題、あるいは強化担当者の責任問題などに大きく関わるので、実際はなかなか義務を遵守できていない団体も存在する。

次に、スポーツ先進国では、どのような形で、代表選考の強化を図っているのかをお話したい。

まず1つ目の国は、オーストラリアである。オーストラリアは、メジャーな統括団体として、オリンピック委員会、それからオーストラリアスポーツコミッション(Australian Sports Commission)という組織があるが、まずオリンピック委員会が、Olympic Team Selection By-Lawという、競技団体による選考基準や選考手続きに関する、明確な規定を定めている。オリンピックに派遣する場合は、各競技団体から選手の推薦を受けた上で、オリンピック委員会が最終的に選考するという手続きが取られている。競技団体が選手を推薦する際の選考基準及び選考過程については、競技団体ははっきり定めることを要求している。定められた基準や過程に違反する競技団体は、オリンピック委員会による資格停止を含む制裁があり、きちん

と基準や過程が守られるような体制ができています。これに対して、オーストラリアスポーツコミッションとは、スポーツ先進国ではよくあるパターンなのだが、中央競技団体を認定する組織である。この認定が受けられないと補助金さえも受領できないというような制度設計が取られている。オーストラリアスポーツコミッションが、「Getting It Right」という代表選考に関するガイドラインをまとめている。このガイドラインは、選考基準・手続き、不服申立てに関して全般的にまとめられているもので、代表選考に関して中央競技団体が進むべき道が示されており、世界的に非常に称賛されている。

次に、カナダの事例である。スポーツカナダ(Sport Canada)という組織が、スポーツカナダの助成金を受給するに値する競技団体かどうかの認定を行っている。その認定要件は、Sport Funding and Accountability Framework というものである。そして認定要件の1項目として、選手選考に関して選手への情報公開であるとか、手続きへの関与を要求することで代表選考の強化を図っている。カナダの事例において、一番特徴的なところは、このスポーツカナダが全額出資しているスポーツ紛争解決機関(Sport Dispute Resolution Centre of Canada: SDRCC)が存在し、代表選手選考について非常に具体的なサポートを提供していることである。SDRCCのウェブサイトを見ると、「Team Selection」という特集ページがあり、代表選考基準に関するガイドラインや競技団体がきちんと代表選考に取り組んでいるかを確認するチェックリスト等の情報提供がされている。各競技団体は、これらを活用して、代表選手選考を強化できる体制になっている。

最後にアメリカは、非常に先進的な取り組みがなされているが、1番締め付けがきつい国ともいえる。どういうことかということ、アメリカオリンピック委員会(USOC)が、競技団体の認定機関として存在しているが、USOCが定める認定要件に、選考手続の合理性・透明性の確保がはっきり要求されている。具体的には、選考手続の書面化、手続きを遵守すること、選手代表が20パーセント関与して選考手続を行うこと等が定められている。認定の頻度も1年に1回である。このような形で

非常に厳しく定めて選手選考の強化を図っている。また、USOCは競技団体向けのセミナーも年1回行っており、その中で代表選考というのがテーマとして度々採用されている。そのセミナーの中で、選考基準の作り方であるとか、選考手続の実施方法、紛争の予防方法がトピックになっており、各競技団体に対するサポート体制が充実している。

これら海外の事例を考察すると、代表選手選考における紛争の予防も1つのテーマではあるが、まずもって最初の目的として何のための選手選考なのかということをはっきり定める必要があって、それが非常に重要なのではないだろうか。それは、セレクションのフィロソフィーを定めるということでもあり、トラブルを防止するだけではなくて、やはり国際大会での競技力を向上することが第1目的ではないのだろうか。

もしかしたらそれは先ほど刈屋さんがおっしゃられた夢への道筋という話かもしれないが、やはり国際大会で勝つというために、選手が最大のパフォーマンスを出すためには何が必要なのかという観点から代表選手選考問題を考えることが必要である。

それから、昨年「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン」を作るときに競技団体の方々から頂いたご意見でもあるが、やはり代表選考の問題を考えると、アスリートファーストという視点は絶対に忘れてはいけない。

そういった中で、選手選考の強化のために、近年の傾向としては、競技団体に対して、認定制度のように規律を及ぼせることと、サポート体制を広げることのバランスをどう取っていくかというところが、各国でも課題になっている。このような課題に対しては、競技団体へのサポートを充実させていく方向に大きな流れがきているので、日本でも考えていくべきである。

その際には、代表選考の基準が、1回決めたらそれでいいという話ではなくて、競技レベルの向上など、状況に応じて代表選手選考の基準を変えていかなければいけない、ある意味、発展し続けなければいけない性質を有していることに配慮すべきである。諸外国でもトラブル発生率が高いのは、まさに選手選考基準というものが今述べたような性質を持つからである。この点を理解した上

で、パンフレットの作成、ガイドラインの作成、セミナーの実施等のサポート体制の充実にどう取り組んでいくかが大きな課題になる。外国には統括団体、サポート団体が連携を取っている例もあるので、日本でも、日本スポーツ振興センター(JSC)やJOC、JSAAも含めて、グループディスカッションやセミナーを実施するなど競技団体同士が横のつながりをもって、情報共有の仕方等、どうやって連携を取っていくのかということも非常に重要であろう。またそういう視点などを持って、JSAAもできるサポートをさせていただければと思っている。

鷲見全弘(公益財団法人日本水泳連盟常務理事・総務委員長)

昨今水泳もどちらかというと、アマチュア色の強い競技種目ではあるが、選手はどんどんプロ化、セミプロ化してきている。それに対してNFはどうすべきなのか。ずるい言い方をすればボランティアだから、アマチュアだからということ、場合によっては隠れ蓑にして、まだまだ脇が甘い部分が多々あるのではないかというふうに思っている。これからはNF自体がもっともっと現場と同じように、プロ化すべきなのではないか。そうすることによって、不要な、あるいは不毛な紛争が防げるのではないだろうか。

---

## 質疑応答

---

**質問者：**先ほど、鷲見さんのほうから一発勝負の選考会をやって選考するというお話があったが、例えば柔道、テコンドーのような一発勝負になじまない対人的な競技もあると思う。そういう競技に関して、どういった点に注意して代表選考を行う必要があるのだろうか。また、海外において、対人的な個人競技に関する代表選考では、具体的にどのような基準が示されているのだろうか。

**山下：**以前は一発勝負に近い形で選手選考会を行っていたが、そのやり方はおかしいと思っていたので、大きく変更した。競技団体によって選考方法はかなり違って、私も別の競技をしている親しい親友とその問題で議論したことがある。選考のルールが複雑になる場合には、協会側が具体例を示すと同時に、そこに関わる選手や関係者がどういう形で選考するのか、意見を聞くことが大事である。ルールがややこしかったり難しかったりすればするほど、より詳しい、丁寧な説明が求められると考える。そして、選考方法を常に改めていく必要もある。

私がやり方を変えた後、選考の仕方、大会の日程等は全部変わっておらず、日本に受け継がれてきている。また、一発選考をやってきた外国でも、

日本の選考方式にならって、国内だけではなく外国の選手との試合を含めている。

**質問者：**お話にもあった通り海外のポイントを重視する競技団体が増えてきている。金銭的事情等が原因で、代表選考の前に海外の大会に出場できないという問題もあるが、競技団体側の立場として、どのようにお考えか。

**山下：**全くその通りで、海外の大会を重視すると言って、そこにどういった選手を選ぶのかということも大事なポイントで、そこに選ばれなかったらチャンスがなくなってしまう。全柔連の場合は、海外の大会出場に関する選考のところでも、これは1例だが、1年間の強化方針を立てて、基本的にこの大会にはこんな選手を派遣したいということも明確に強化委員会で打ち出している。また、派遣選手を決めるときには、強化委員会だけでなく大会事業委員会、国際委員会、審判委員会等の委員長らにも入ってもらい合議で決めている。それがいいのかどうかは分からないが、様々な配慮をしながら、公正に明瞭な形をもって選考をしていくことに努めていくことが大事であるとあらためて認識している。

**松本：**具体的な事例を申し上げるのはなかなか難しいが、代表選考の問題で難しいのは、基準の方向性が一つではないことである。山下さんがおっしゃったように、一発勝負が本当にいいのか、それとも多くの試合を見ながらポイント制のような形をやるのか、様々な方法が考えられるが、正解があるわけではない。私の意見としては、競技団体の方々が、それぞれの競技の特性などを踏まえられた上で、どのような方法が良いのかということをご判断していくのが重要だと思う。だから、各国の代表選考基準を持ってきても、各国のポリシーが反映されたものなので、あまり参考にならないかもしれないと思っている。こうした考えから、競技団体の中で、オリンピックに出場してメダル獲得を目指す、国際大会に出場して上位の成績を目指す等の目標がある中で、より目標を達成する可能性が高い選考基準を考えて、堂々と出させていただくということが1番重要なのではないかと感じている。

**質問者：**統括団体による規律とサポート体制のバ

ランスについて、私は他国の運用を日本に取り入れる際に、規律とサポートを両方強くすればいいという感想を抱いたが、それについてどのようにお考えか。

**松本：**規律とサポートのバランスというのはガバナンスの問題になるために非常に難しい。規律をどんどん厳しくすれば、各競技団体が表向きは従ってくれるかもしれないが、競技団体が何のために存在しているかという、競技の普及や発展、国際競技力の向上にあって、そのような課題に自分たちで考えて取り組むことが非常に重要だと思う。特に日本では、JOCの加盟団体規定は存在するものの、これには特に罰則はなく、認定制度を実施している国でもない、実は規律というのはあまりない。どちらかというスポーツ団体の自主性が非常に尊重されている国であったりするし、そのような歴史の中で発展してきた経緯がある。こうした歴史もあるので、自主性を尊重しながらも、同時にサポートできる体制を作っていき、より一層の発展を目指すべきではないかと考える。



# 前を向け。 未来たち。

追いかけて来い。追い抜いて行け。  
若い君たちの可能性こそが未来だ。



スポーツは育てることができる。



toto・BIGの収益は、未来のメダリストの  
発掘・育成に役立てられています。



信じよう。スポーツの力を。



FOR ALL SPORTS OF JAPAN

  toto や BIG の収益は、日本のあらゆるスポーツに役立てられています。